

G. W. F. ヘーゲルの「普遍的な資産」の概念について

尼 寺 義 弘

はじめに

ヘーゲルは『法・権利・正義の哲学』（1821）の市民社会論のA「欲求の体系」のc「資産（Das Vermögen）」・[§ 199]においてつぎの如く述べている。

「万人の依存性という全面的なからみ合いのなかに存するこの必然性が今や、各人にとって普遍的で持続的な資産（§ 170 を見よ）なのであり、各人は、自分の教養と技能によってこれに参与してその配分にあずかり、自分の生計を確実にする可能性を与えられている。——同様にまた、各人の労働によって媒介されたこの取得が、普遍的な資産を維持し増大するのである」¹⁾

本稿は上述の「普遍的な資産（das allgemeine Vermögen）」の概念を市民社会の経済分析との関連において取り上げ、この概念の形成過程にも着目しながら、その意味内容を吟味・分析する。それはつぎに登場する「ポリツァイ」、「コルポラツィオン」との関連をも若干視野に入れるものである。

I 「家族の資産」²⁾の概念

我々はまず「普遍的な資産」の基礎をなす「家族の資産 § 170 ~ § 172」について論ずることから始めよう。

家族の核心をなすものは「愛」である。この愛は「家族の資産」によってはじめて確実なものとされる。§ 169 および § 170 は述べている。

「家族は人格としてその外面的な実在性を所有においてもつが、家族がその実態的な人格性の定有をもつのは、資産というかたちでの所有においてだけである」³⁾。

「家族は所有をもつのみならず、普遍的で永続的な人格としての家族にとって、持続的で確実な占有の、資産の必要と使命とが生じる。抽象的所有におけるたんなる個々人の特殊な欲求という恣意的モメントと、利己的な熱情とは、ここでは共同のもののための配慮と取得に、すなわち人倫的なものに転変するのである」⁴⁾。

ヘーゲルは、以上のように、家族を「普遍的で永続的な人格」として位置づけ、「実態的な人格性の定有」として家族の「資産」を位置づけている。すなわち家族を維持するものとして「持続的で確実な占有の、資産の必要と使命」を論究する。

資産は、「所有」における抽象的な個人の「特殊な欲求」と「利己心」が「衝動の純化（Reinigung der Triebe）」⁵⁾により「共同のもののための配慮と取得」に、「人倫的なもの」に「転変」する過程と結果である。

資産はかくして家族という共同体の、およびその成員たちの「物件」に対する関係である。「家族の資産（Familienvermögen）」は「共同の所有であり、かくして家族のどの成員も特別の所有はもたないが、どの成員もこの共同のものに対する権利はもっている」⁶⁾。

かくして「子供は共同の家族の資産で扶養され教育される権利をもっている」⁷⁾。

以上のように資産は「家族」という一つの社

会的な結合のなかで考察されている。

ところで、この「資産は実質的にどこにあるのか、そして資産を安全堅固なものにする真実の仕方はなにか、ということについては、市民社会の圏で明らかになる」⁸⁾ので、我々は直ちに「市民社会」のA「欲求の体系」のc「資産」を検討していくことにしよう。

c「資産」は、a「欲求の仕方と満足の仕事」、b「労働の仕方」をうけて、「普遍的な資産」として展開される。我々はこの資産を社会全体の経済組織あるいは経済的な土台と考える。

Ⅱ 「普遍的な資産」の概念

市民社会の経済的な編成は、欲求—労働—享受の関係を基礎して成立する。そして各人の「主観的な利己心（die subjektive Selbstsucht）」がこの経済組織の推進動力をなし、この利己心の多種多様なせめぎ合いのなかで社会の「普遍的な資産」がおのづと形成されていく。§ 199は述べている。

「労働と欲求の満足とのこの依存性と相互性において主観的な利己心は、すべての他人の欲求を満足させるための寄与に転化する——すなわち特殊なものを普遍的なものによって媒介する働らきに、弁証法的な運動としてのこうした媒介の働らきに転化する、かくして各人は自分のために取得し生産し享受しながら、まさにこのことによって他の人々の享受のために生産し取得することになる」⁹⁾。

各人の主観的な利己心が「すべての他人の欲求を満足させるための寄与に転化する」というこの見解は、A. スミスの私益の徹底した追求がおのづと公益の増進に転換するとする「見えざる手」¹⁰⁾の思想を彷彿とさせるものである。

ヘーゲルはこの見解を「特殊なものを普遍的なものによって媒介する働らき」すなわち「弁証法的な運動」として整理している。かくして「各人は自分のために取得し生産し享受しながら、まさにこのことによって他の人々の享

受のために生産し取得することになる」。

市民社会の経済組織は、以上のように、「労働と欲求の満足」とが相互に依存的であること、つまり「万人の依存関係という全面的なからみ合い」のなかにある。この「必然性」が、各人の「普遍的で持続的な資産」をなしている。各人は自己の「教養と技能（Bildung und Geschicklichkeit）」にもとづき、この資産に「参与し、その配分にあずかり、自己の生計を確実なものとする可能性」¹¹⁾をもつ。とはいえ「可能性」はあくまで各人の可能性にとどまる。すなわち各人の「特殊な資産（das besondere Vermögen）」は、一つには彼のもちまへの直接的な基礎財産〔資本〕（eine unmittelbare eigene Grundlage 〈kapital〉）によって、また一つには彼の技能によって制約されている。そしてこの技能は技能でそれ自身また、資本と、さらにはもろもろの偶然的な事情によって制約されている¹²⁾。

普遍的な資産への参与の可能性は、以上のように、各人のもつ資本と技能により制約されている。だから各人はこの資本と技能をもたねばならないのである。とはいえ市民社会は「自然によって定立されている人間の不平等を廃止するのではなく」、その不平等を「精神からも産出し、技能や資産の不平等へ、さらには知性的な教養や道徳的な教養の不平等にまで高めさえする」¹³⁾。ヘーゲルはこのように各人のもつ資本と技能の不平等を現実のものとして、事実を事実として、認めている。

しかしながら「人間のもろもろの欲求とその運動との体系のうちに内在的な理性が存在しているのであって、この理性がこの体系をもろもろの区別をもった一つの有機的な全体に編成するのである。次節を見よ」¹⁴⁾。

我々はつぎに内在的な理性による一つの体系の編成を、「区別をもった一つの有機的な全体」をみることにしよう。

Ⅲ 普遍的な資産の体系

ヘーゲルは理性による「身分 (der Stand) の体系の編成について § 201 においてつぎのように述べている。

「無限に多様な手段と、相互的な生産と変換においてこれらの手段の同じく無限に交錯し合う運動とは、これらの手段とその運動との内容に内在する普遍性によって群をなし、そしてもろもろの一般的な集団に区別される、こうして全連関が、欲求やその手段や労働の、そして欲求を満足させる方法の、また理論的なおよび実践的な教養の、特殊な諸体系に、——諸個人が割り当てられているこの諸体系に——諸身分の区別につくり上げられる」¹⁵⁾。

市民社会の経済組織はまず多種多様な手段を伴うところの「相互的な生産と交換」の仕組にあり、その運動は「群をなし、そしてもろもろの一般的な集団に区別される」。この説明は、A「欲求の体系」の始まりをなす § 189 の「国家経済学」の学の意義を述べたことと関連している。すなわち国家経済学は「もろもろの集団の関係と運動とを、それらの質的かつ量的な規定性と錯綜性において説明すべき学である」¹⁶⁾。さらに「国家経済学は大量の偶然事にかんしてもろもろの法則を見出すのであるから、思想の榮譽になる学である」¹⁷⁾。

かくしてこの経済組織において「全連関」が——欲求、手段、労働とそれらの満足の方法として——「理論的なおよび実践的な教養の、特殊な諸体系」として成形される。つまり「諸個人が割り当てられているこの諸体系」——「身分の区別」がつくり出される。そしてこの体系——「普遍的な資産」——に「参与」し、「配分」にあずかる方法は諸個人のもつ「特殊性」——資本と技能——にゆだねられる。

ところで、ヘーゲルは経済社会における「私的人格」のもつ「利己心」と国家の関係についてつぎのような注目すべき言及を行っている。

「国家の第一の土台が家族であるとすれば、諸身分は第二の土台である。この第二の土台が

かくも重要なのは、私的な人格は利己的であるにもかかわらず、他人のことを顧みざるをえないという必然性をもっているからである。それゆえここに、利己心が普遍に、国家に結びつく根源があるのであり、この繋がりをいっそう堅実で堅固なものにすることこそ、国家の配慮せねばならないことである」¹⁸⁾。

市民社会は家族と国家のあいだの「差異」¹⁹⁾の圏にあり、そこでの「私的人格」は「各人が自己にとって目的であり、その他一切のものは彼にとっては無である」²⁰⁾。私的人格は私的な利益のみを追求する。しかし各人は他の人々との関連の網のなかにあり、他の人々の目的を達成することなしには自己の目的をも達成することはできない。すなわち私的人格は「他人との関連を通して自己に普遍性の形式を与え、自分の福祉と同時に他人の福祉をいっしょに満足させることによって己れを満足させる」²¹⁾のである。かくして特殊は特殊として存在しえず、必ず普遍との関連のなかでのみ存在しうるのである。「私的人格」は全面的な依存の体系の網のなかでこそ存続可能なのである。ここに「利己心が普遍に、国家に結びつく根源」がある。ヘーゲルによれば国家はこの結びつきをしっかりと堅持し、強化していかなければならないのである。つぎに我々は普遍的な資産の体系——諸身分の区分けの体系をみていくことにしよう。

Ⅳ 諸身分の体系

「身分」といえば、今日、封建社会の身分関係、たとえば領主——家臣というような主従関係が連想される。しかしここでの身分は市民社会の職業選択の自由のもとでの経済的な担い手、社会的な身分、社会的なあるいは経済的な階層のことである。市民社会の各成員が欲求の体系のなかで織りなす自分が従事する職業のことである。したがって身分の区別は職業の区別と考えることができる。ヘーゲルは身分の区別を三つに区分けする²²⁾。

- a. 実態的なあるいは直接的な身分 — 土地貴族と農民
- b. 反省的なあるいは形式的な身分 — 手工業者と工場主と商人
- c. 普遍的な身分 — 官吏と軍人

我々は a. 実態的なあるいは直接的な身分よりみていくことにしよう。§ 203 は述べている。

「実態的な身分は自分が耕す土地の自然的な産物を自分の資産とする。——土地は排他的な私的所有でありうるものであり、ただ漠然と使用して疲弊させるべきではなく、客観的な形成を必要とする」²³⁾。

農業は土地を基礎的な資財とし、その産物の取得を基本として成立する。土地貴族と農民は土地の「排他的な私的所有」と土地の「客観的な形成」に努めなければならない。

農業は農作業と収穫の時期が異なり、また収穫は大きく自然の作用に依存している。この身分にはかくして将来への「配慮」という目的が生まれる。「自然が主役を演じる」第一身分において人間は「与えられ授けられたものを直接的な感情をもって取りあげ、これを神に感謝し、神のこの慈しみがいつまでも続くだろうという敬虔な信頼に生きる。彼は与えられるもので十分なのである、彼はそれを使いつくしてしまう、というのもそれが彼に戻ってくるからである。これは単純な、富の獲得をめざさない心構えであって、そこに有るものはすべてたいらげてしまう古代貴族的な心構えとも呼ぶことができる」²⁴⁾。

かくして第一身分は「家父長的な生活様式」と「家族関係と信頼とに基づく直接的な人倫態という実態的な心構えとを保持する」²⁵⁾のである。ヘーゲルはここでさらに国家と農業との関係についても論じている。

国家の「始まり」と「建設」は「婚姻制」と「農業の創始」にある。「農業の原理」は「土地の形成」と「排他的な私的所有」にあり、「野蛮人の流浪生活を、私法による平穏な状態と欲求満足の保証された状態へと導く」²⁶⁾のである。

かくして「性愛が婚姻」へ昇華され、この「絆」が「持続的な自己において普遍的な結合へと拡大され」、「欲求が家族への配慮へ、占有が家族の財産へと拡大される」²⁷⁾。

それゆえに「欲求満足の保障、確保、持続など——農業と婚姻の制度がまずもって推奨される所以をなすところのこれらの特徴は、普遍性の諸形式にほかならず、同様に理性性、絶対的な究極目的がこれらの対象において自己を妥当させる諸形式にほかならない」²⁸⁾。

これらの「普遍性の諸形式」は国家へとつながるのである。

第一身分が「手に入れるものは、他者の、自然の贈り物」であることから、この身分は「ほとんど自分で考えるということをする必要がない」。かくして「自然への従属性」が、この身分の「第一の」心情をなしている。この心情と「とかく結びつきやすいのがまた、どうされようとそれを堪え忍ぶという他人への従属性である。だから第一身分はより多く屈従への傾向をもつ」²⁹⁾。

- b. 反省的なあるいは形式的な身分

§ 204 は述べている。

「営業の身分は自然的な産物を形成することを自分の仕事とし、生計の手段としては自分の労働、反省、悟性を頼りとし、また本質的には自分の欲求および労働を他人の欲求および労働と媒介することを頼りとしている」³⁰⁾。

営業の身分は第一身分の産物を「形成すること」、つまり加工・組み立て・化学変化をおこすこと等々により、新しい生産物を生産することである。そして自分の「労働、反省、悟性」が「本質的なものの」役割³¹⁾を果たすのである。全面的な相互依存の体系のなかで自分の「欲求および労働」を他人のそれと「媒介」すること、つまり相互に交換し合うことによって「生計」を成り立たせている。かくして「この身分は自分の手に入れ享受するところのものを、主として自分自身に負うているのであり、自分自身の活動に負うているのである」³²⁾。

第二身分はさらにつぎの三つの身分に区別される。

1. 手工業の身分 (Handwerksstand) —— 個別的な欲求に応じる生産, すなわち注文に基づく労働を業とし, 自分の腕を頼りとし, 道具を手段とする生産の仕方。

2. 工場主の身分 (Fabrikantenstand) —— 機械に基づく「抽象的な大量生産労働」により「一般的な需要」に対応することを業とする身分。

3. 商業の身分 (Handelsstand) —— 「普遍的な交換手段」すなわち「すべての商品の抽象的な価値が現実存在する貨幣」によって離れ離れの諸手段を「相互に交換する仕事」³³⁾にたずさわる。

第二身分, すなわち営業の身分は自分自身を頼りとしていることから, 自主性, 独立性を基本的な心構えとする。かくして「自由と秩序に対する感覚は主として都市で芽を出したのである」。第二身分は「より多く自由への傾向をもっている」³⁴⁾。

c. 普遍的な身分——社会の「普遍的な利益 (die allgemeinen Interessen) を自分の仕事とする」。この身分は「私有の資産」か, あるいは, 「国家」の補償かによって「自分の欲求を満たすための直接の労働から解放されねばならない」³⁵⁾。

むすび

我々は以上のようにヘーゲルの普遍的な資産とそれに参与する諸身分について論究してきた。市民社会の欲求の体系とそれの担い手をなす各種身分 (産業諸部門と公的部門) の関連について, ヘーゲルは市民社会の独自性つまり特殊性の活動する圏域における普遍性と個性と特殊性の関係の経済分析を行っているといつてよい。欲求の体系においては必然性は大量の偶然性とそれの諸連関を通して貫かれうるのである。弁証法の一つの形式がここに呈示されて

いるといつてよい。我々の論じてきた普遍性は「普遍的な資産」のさらなる展開としてのポリツァイとコルポラツィオンへとつながるものである。それについては別稿において論究したい。

注

- 1) G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, in: *Werke in zwanzig Bänden*, Band 7. Frankfurt a. M. 1970, S.353. 藤野渉・赤澤正敏訳『法の哲学』・世界の名著 35『ヘーゲル』所収, 中央公論社, 1967年, 429-430ページ。なお強調符は原文のイタリック体に対応する。
- 2), 3), 4) Ebd., S.323-325. 同上訳書, 398-400ページ。
なお, この節のタイトル「B. Das Vermögen der Familie」は, 「法・権利・正義の哲学」の第1回講義録である『P. ヴァンネンマン手稿』においては「B) Das Eigentum und Gut einer Familie」となっている。
G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, nachgeschrieben von P. Wannemann*, C. Becker et al. (Hg.), Hamburg 1983, S.102. 尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』晃洋書房, 2002年, 123ページ。
さらに, 第2回講義録である『C. G. ホーマイヤ手稿』においては, 「II Das Eigentum der Familie」となっている。
G. W. F. Hegel, *Natur- und Staatsrecht nach dem Vortrage des Professors Hegel im Winterhalbjahr 1818/1819 von G. Homeyer*, in: G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie, 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Erster Band, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, S.303. 尼寺義弘訳『自然法および国家法』晃洋書房, 2003年, 114ページ。
- 5) Ebd., S.70. 同上訳書, 211ページ。
- 6) Ebd., S.324. 同上訳書, 399ページ。
- 7) Ebd., S.326. 同上訳書, 401ページ。

- 8) Ebd., S.323. 同上訳書, 399ページ。
 9) Ebd., S.353. 同上訳書, 429ページ。
 10) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, London : Printed for A. Millar, 1759, p.350. 米林富男訳『道徳情操論』(下), 未来社, 1994年, 394ページ。
 A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, W. Strahan and T. Cadell, London, 1776, Vol. II, p.35. 大河内一男監訳『国富論』II, 中公文庫, 1985年, 120ページ。
 11), 12), 13), 14) G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, a.a.O., S.353f. 藤野・赤澤訳『法の哲学』, 429-430ページ。
 15) Ebd., S.354. 同上訳書, 430-431ページ。
 16), 17) Ebd., S.346f. 同上訳書, 422ページ。
 18) Ebd., S.354f. 同上訳書, 431ページ。
 19), 20), 21) Ebd., S.339f. 同上訳書, 414ページ。
 22), 23), 24), 25), 26), 27), 28) Ebd., S.355f. 同上訳書, 431-433ページ。

『P. ヴァンネンマン手稿』は「実態的な身分」についてつぎのように述べている。

「直接的な身分は彼の欲求を農場としての資産から満足させている、農耕身分。農業は未開人のさまよう、そしてさまようことにおいて彼の生活の糧を求める生活を、土地の平穏さに限定し、そして同様に外的な交替という偶然性を、本来の自然の合法的な運行に限定し、同じく手段の調達を特定の個別の時期に限定する、その調達は目下のことを永続化させる配慮を呼び起こし、そして承認による所有を所持する欲求を呼び起こす。労働することが生み出すところの形式は、一方で自然の生き生きとした産出を規定し、そしてそれは他方で価値を向自的にもつのではなくて、手段にすぎないものであり、そして集められた自然の産物は広く媒介されていない生計という主要目的をもっている」。

G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*. a.a.O., S.129f. 尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』, 155ページ。

- 29), 30) Ebd., S.357. 同上訳書, 434ページ。

『P. ヴァンネンマン手稿』は形式的な身分であ

る「営業の身分」についてつぎのように述べている。

「営業において、反省の身分において形式および抽象的な、すなわち充足のために直接には役立つことのない利益が主たるモメントである。営業人は原材料を加工し、そして彼がそれに与えるところの形式は、事柄がそれによって価値を受け取るそのものである。彼はしたがって彼の労働することの、ならびに彼の道具の交換という彼の欲求の顧慮においてと同様に、彼の反省においても全く他人との媒介作用をあてにしているのである。工場主というより抽象的な階級は死せる素材にも機械的な形式にも関わりをもつ、そして技術がより完全なものに、すなわちより限定されたものになればなるほど、その生産物の価値は他人の技倆のさらなる完全化という偶然性と他の外的な事情とに益々依存することとなる。貨幣は、商品の抽象的な価値は、普遍的な交換の欲求となり、そしてその流通によって不確実な仕方資産を増大させる。商業身分は、その仕事が用意された手段の相互の交換としての普遍的な媒介作用であり、富を積み上げる、富は何の質的な限界も自分のうちにはもたない、したがって富の追求は無規定なものへとすすみ、そして富の側で再び欲求と手段の増大を引き起こすことになる」。

G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*. a.a.O., S.131. 尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』, 157ページ。

- 31), 32), 33), 34) Ebd., S.356f. 同上訳書, 433-434ページ。

『P. ヴァンネンマン手稿』は営業の身分に属する三つの身分(手工業の、工場主の、そして商業の身分)について詳細に論じている。重要であるので全文をつぎに掲げることにする。

「工場主の身分は労働することという抽象を含んでいます、そしてこの第三の身分は再び普遍性を含んでいます、そしてここに富が成立するのです。営業においては形式が、独自の伎倆が主な事柄をなしていますが、この形式を生み出したものは自然ではなくて、彼自身なのです。営

業身分にあつては用意する者の欲求に役立つ手段が用意されるのではなく、彼の目的はそれによって欲求を調達することのできるころの普遍的な利益です。我が国では今や農業身分は営業身分へも進んでいきます、そこでは主な事柄は農耕する者の充足の維持ではなくて、彼は他人の生産物をそれと交換するために、とりわけ利益をもたらすものを、したがってそのためにもっともわずかな人々を必要とする農業作物を重要視します、というのは彼は彼の使用人を、彼の家族に属するものとは見ていないからです。形式が営業身分では主な事柄です、それは手工業者の活動によって産み出されたものです、それは原材料ではありません、したがってすべてのことが自分自身に、自分の独自の活動に帰せられるべきです。これが反省の身分です、彼自身と彼の活動を認識する身分です。彼は彼の欲求の充足のための手段を手に入れるために手段のみを作りあげます。この身分は、個人は自負心をもっており、彼独自の活動は彼がそれによって自立自存することです、それは外的な自然に依存して存在することのないモメントです、しかし彼の依存性の側面は彼が他人の原材料を、そして彼に他のものを製造させる彼の道具を受取るねばならないということにあります、そして他人の欲求が彼の製作物の販売を可能とします、そしてその限りで彼は依存的です。しかし一方がある物を過剰にもち、そして他方が他の物を過剰にもつこと、それが始めて交換をなし、そして交換は人々の共同居住を必要とします、したがって都市が本質的に営業の住み家です。大都市では一方で欲求はより高価ですが、しかし道具のようにいくつかの、直接的でない、媒介された欲求はここではより安価にもつことができます。手工業者は個々の欲求を配慮するけれども、しかし彼の仕事場では工場主の下での様な抽象は現存しません、つまりそこでは機械的なことがより多く導入されています、本質的な目的はすなわち労働を単純化することです。今や工場労働が機械的であればあるほど、人々は益々工場に依存します、そして人々の生計を

確保するためにポリツァイが生まれます、そしてポリツァイは特権を与え、労働者の数を制限します。ツunftが成立し、かくして厳しすぎる競争が阻止されます。しかし個々人は都市の手工業者の過剰のもとで、おのずと苦しみ、そして個々人の殺到はおのずと自己を止揚します。工場では事態は異なっています、工場の労働は抽象的であり、そし工場は大量の生産物のためのより大きな市場を必要することによって、彼は彼の生産物を売りさばくためのより広い範囲を捜さなければなりません。手工業者はしかし特定の範囲のためにのみ働きます。工場主のもとではより多くの偶然性が現存します、すなわち他の工場が開業し、より良い機械を発明し、より安価な労働者を、材料のより容易な入手を知っています、そしてもしもその工場が売れ行きを持っているこの地方で同様に工場が開業するならば、諸工場は経営不振に陥ることになります。かくしてイギリス人はオランダの工場をおかた打倒しました。つねに唯一の抽象的労働をもつところの工場労働者は、今や他の労働へ移っていくことはとても難しく、そしてモードおよびあらゆる上述の偶然性によって工場は容易に打倒されるので、そのとき容易に貧困が生じます。商業が今や手段として現れます、貨幣は諸欲求の交換の一般的な手段として必要です（農民身分にあつては欲求に対するより多くの欲求が交換されえます。そして交換は農民身分のもとではわずかです）。ある国の大量の貨幣はそれだけでその国の富の尺度とはいえません、というのはこの国では貨幣は安価です、すなわち商品は高価です、貨幣がしかしまれなところでは貨幣は高価です、そして商品は安価です。流通は貨幣にとっては本質的な事柄です。貨幣がわずかであるその国では交換は困難とされます。貨幣の流通が最大のところでは富は最大です、貨幣がより多量に流通すればするほど、同じ貨幣額は益々速くすべての人の手段となります、手段はすべての人の手を通して動きます、そしていずれの手段にあつてもこの同じ手段によって貨幣を獲得する可能性があります。もし

も金属貨幣が欠乏する場合には、紙幣が交換手段の少なすぎる量を代理します、商品は紙幣との関係に自己を定立しますが、しかし流通は容易となります、国民の富は貨幣の増加によって高められるのではなくて、流通のみが高められます。かくしてフランスではかつて紙幣によって富が非常に高められました。もしも金属貨幣がそこにあれば、それはもちろんより良いことですが、しかし紙幣もその限りで国の不幸とみるべきものではなくて、それは流通の増加に寄与しているのです。商業身分は営業身分のなかで普遍的地位を占めています。この身分の仕事は準備された手段の他の手段との媒介であり、ある人の過剰を、それが人工の産物であれ自然の産物であれ、それを他の人の過剰と交換することです。利益が主な事柄です。商業身分は普遍的手段としての手段と関わりをもっています、彼は普遍的手段と、貨幣と関わりをもっています、そしてその限りで彼の有効性は普遍へと拡大されます。そして大商人は諸国民の諸欲求という普遍に関わっています、彼は地図を目の前に置いています、彼は高い名声を手に入れています。富は、利益は無限の病的な欲求となります、それは彼の欲求を充足するための大ききにとどまるわけではありません、そして個々の欲求に対する関連は多かれ少なかれ普遍的で、共和制のもとでは富の測り知れぬ増大は危険です、したがって立法者は富を妨害しようとした。かくして一市区の最大の富者は芝居を維持しなければならませんでした、かくして名誉は富となりましたが、しかし富は減少せざるを得ませんでした、あるいは蓄積は制限されざるを得ませんでした、遺産に関する法律も富に反対しました。しかし商業は諸国民の新たな欲求を呼び起こします、したがって、イギリス人はたとえばシナで欲求を彼らに与えるために、そして商品の販売のための新たな市場を獲得するために羊毛の織物という非常に大きな贈り物をするのです」。

G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*, a.a.O., S.131ff. 尼寺義弘訳『自

然法および国家学に関する講義』, 157-160ページ。

35) Ebd., S.357. 同上訳書, 434ページ。

『P. ヴァンネンマン手稿』は「普遍的な身分」についてつぎのように述べている。

「普遍的な身分は国家の組織の本質に属していません、彼は国民の統治体において彼固有の定有をもっています。彼は普遍それ自体を目的とします、すなわち正義が存在し、安全が存在するということが目的です。あらゆる他の身分においては各々の身分の目的は自己のために配慮することです、しかしこの身分では必要が取り除かれていなければなりません、普遍は彼のために配慮しなければなりません。彼の欲求のための配慮は国家が引き受けねばなりません。各個人は給料の支給等々として特殊な目的をも持ちえます、しかしこのことは本質的な目的ではなくて、普遍的な目的の達成のための手段とのみ見られねばなりません。かくしてこの目的は彼の労働の純粋な目的であり、彼は必要のために労働しなければならぬという必要はありません、彼は職務によって欲求という側面から独立していなければなりません。この関係は彼が職務の遂行において、彼の欲求を考慮することと結びつけられていないというように規定されていなければなりません、このことは税金か、あるいは、独立した財産占有によって行なわれねばなりません、後者は古代の諸国家にあったように、そこでは相当の官吏に資産を与え、かくして普遍のための活動に専念する、という独立性を彼らに許しました。普遍的な最善のために学問に力をそそぐ教師も普遍的な身分に属します。もしも国家が普遍的な身分の支援のために、そしてとりわけ学問の育成のために、生涯にわたるもつぱら学問に身をささげるところの諸個人に一定の特権を、あるいは、財産の独立性を許すとすれば、それは国家にとって名誉なことです。しかしその名誉にとって代ってドイツでは二、三の臣下の荷厄介でもっとも恥ずべき激情に身を任せている貴族に特権を与えるのがつねでした」。

Nov. 2006

G. W. F. ヘーゲルの「普遍的な資産」の概念について

G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*, a.a.O., S.136. 尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』, 161-162ページ。

(2006年8月4日受付)